

市政に対する質問

1 (仮称) 地域づくり推進プランの策定状況について

質 問	回 答
<p>①新たな地域づくり推進プランについては、昨年12月定例会の際、市民部長から「来年1月に開催予定の地域づくり活動情報交換会で、新プランの素案、これを地域の皆様に説明して、その後パブリックコメントを経て年度内に策定できるよう進めてまいります」という答弁があった。その後の進捗状況と今後の見通しについて改めて確認したい。</p>	<p>新プランは、1月に「地域づくり活動情報交換会」で策定状況の説明を行った後、より良い内容の策定に努めているため、現在、時間をいただいている状況でございます。</p> <p>6月にパブリックコメントを行えるよう取り組んでまいりたいと考えております。</p>

2 インターネット公売について

質 問	回 答
①インターネット公売のシステムの概要について、改めて確認したい。	各行政機関が税金などの滞納者から差し押さえした財産について、国税徴収法、地方税法にのっとり売却する手続きの一部を「Yahoo!官公庁オークション」サイト内で実施するものです。
②本市におけるインターネット公売のこれまでの実績（件数、主な品目、売却額等）について、伺いたい。	平成22年度が不動産1件、平成29年度が不動産3件、記念硬貨などの動産3件となります。これまでの売却額の合計は、不動産が約3,200万円、動産が約15万7千円です。
③ヤフー株式会社が提供している「Yahoo!官公庁オークション」のサービスが令和3年3月をもって終了することに伴う影響、また、代替手段として何か考えていることがあるのか、伺いたい。	今後は、埼玉県主催の共同公売を活用していきます。

3 新型コロナウイルス感染症に伴う影響と対策について

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、改正法の施行日（令和2年3月14日）から政令で定められた令和3年1月31日までの間、今般の新型コロナウイルス感染症を同法2条1号に規定する「新型インフルエンザ等」とみなすこととされた。

質 問	回 答
①本年2月18日に設置された「所沢市新型コロナウイルス感染症対策本部」は、当初「所沢市新型インフルエンザ等対策本部条例」に基づく組織ではなかったが、今回の法改正に伴い、位置づけや運営に変更点は生じるのか、伺いたい。	今までは任意の会議でしたが、特措法に規定される法定の対策本部会議となりました。
②法改正に伴い、今般の新型コロナウイルス感染症が「新型インフルエンザ等」とみなすことができる期間においては、新型コロナウイルス感染症の対策に関し、「所沢市新型インフルエンザ等対策有識者会議条例」に基づき、当該有識者会議を設置することは解釈上可能となったのか、伺いたい。	新型コロナウイルス感染症が、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定されたことにより、所沢市新型インフルエンザ等対策有識者会議条例で規定する有識者会議を設置することは可能となりました。